

芦屋中央病院跡地検討委員会 委員名簿

(敬称略)

団体	氏 名	備考
有識者	内田 晃	
町議会	横尾 武志	
町議会	内海 猛年	
区長会	片山 和夫	
観光協会	山村 朋代	
商工会	坂田 晃俊	
農業委員会	本田 新	
漁業協同 組合	河村 拓磨	
社会福祉 協議会	中西 伸吾	
福岡銀行	安増 雅史	
都市計画 審議会	吉永 彰	
公募	山内 典子	
公募	島津 明里	

事務局

企画政策課長	池上 亮吉	
地方創生推進係長	松元 浩人	
地方創生推進係	本住 旭	

本業務委託先 ランドブレイン株式会社 福岡事務所

芦屋中央病院跡地検討委員会設置条例 (平成31年3月20日条例第5号)

最終改正:

改正内容:平成31年3月20日条例第5号 [平成31年3月20日]

○芦屋中央病院跡地検討委員会設置条例

平成31年3月20日条例第5号

芦屋中央病院跡地検討委員会設置条例

(設置)

第1条 芦屋中央病院跡地の有効かつ合理的な活用について検討するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋中央病院跡地検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、芦屋中央病院跡地の活用に関する事項について町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 専門的知識を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であっても委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、当該委員はその職を失うものとする。

2 委員に欠員を生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

芦屋中央病院跡地検討に係る体制図

